11月は「あいち多文化共生月間」です!

愛知県では、国籍などのちがいにかかわらず、すべての県民の皆様が、ともに安心して暮らし活躍できる「多文化共生社会」をめざしています。そこで、毎年11月を「あいち多文化共生月間」と定め、多文化共生に関する理解の促進や、日本人県民と外国人県民との交流の推進に向けて、情報発信やイベント開催などを集中的に行います。

市町村・NPO団体等の県内各地で開催されるイベントに是非ともご参加いただき、一緒に「多文化共生」について考えてみませんか。

※多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域 社会の構成員として共に生きていくこと

■あいち多文化共生ネット

「あいち多文化共生ネット」では、外国人向けのイベント情報やお役立ち情報を発信しています。自動翻訳で英語、ポルトガル語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、スペイン語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語の13言語に対応しています。

「あいち多文化共生ネット」の右上メニューバーにある「ことばをえらぶ」タブから、ぜひお試しください。

URL:https://www.pref.aichi.jp/syakaikatsudo/tabunka/

■問合せ先

県民文化局社会活動推進課多文化共生推進室
電　話:052-954-6138
E-mail:tabunka@pref.aichi.lg.jp


愛知県多文化共生
シンボルキャラクター
タコスくん


愛知県多文化共生シンボルマーク

11月1日～12月1日は「犯罪被害者月間」です。

愛知県では、2022年4月1日に「愛知県犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者やその御家族、御遺族への支援の取組を進めています。

犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会を実現するため、犯罪被害者等が置かれている状況や、支援の必要性について理解を深めていただきますようお願いします。

○犯罪被害者等支援パネル展

犯罪被害者の遺影や御遺族の思い等が掲げられた「NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす」と「TAV交通死被害者の会」のパネルを展示します。

場所:なごや人権啓発センター(多目的室)
期間:2027年1月5日(火)～1月29日(金)
※「NPO法人犯罪被害当事者ネットワーク緒あしす」と「TAV交通死被害者の会」のパネル


犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュっとちゃん」

※この他にも、県内各地でパネル展を開催しています。URL:https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/panel.html

【愛知県犯罪被害者等支援条例】

「犯罪被害者等の権利利益の保護、受けた被害の回復又は軽減及び生活の再建を図ること」、「犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与すること」を目的に、基本理念を定め、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにし、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めています。

※条例の詳しい内容については、防災安全局県民安全課 Webページをご覧ください。
URL:https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenmin-anzen/victim-support.html

アルコール関連問題について

お酒は、私たちの生活に豊かさと潤いを与えてくれます。その一方で、不適切な飲酒は、本人の健康問題だけでなく、飲酒運転や暴力、虐待、自殺等、家族や社会に深刻な影響や重大な問題を生じさせる危険性を高めます。

アルコール健康障害対策基本法では、こうしたアルコールに関連する問題への関心と理解を深めるため毎年11月10日から16日までを「アルコール関連問題啓発週間」と定めています。

なお、アルコールに関連する悩みや問題を抱える方やその御家族等からの御相談に対応するため、県精神保健福祉センターに専用電話による相談窓口を常設しています。お気軽に御相談ください。